

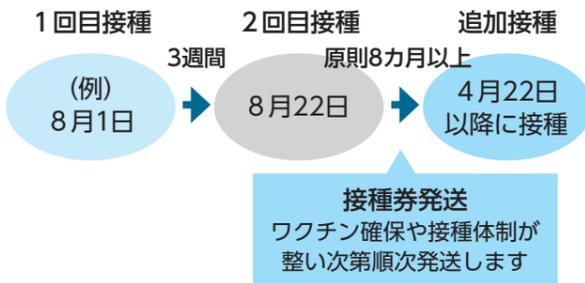
# 新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎321-6547

## 追加接種(3回目接種)について

2回目接種終了した人に対して、追加接種(3回目接種)をご案内します。追加接種の回数は1回です。

▶**対象者** これまでは「2回目のワクチン接種終了後から原則8カ月以上経過する18歳以上の人」としていましたが、国の方針変更により、今後は、ワクチンの確保や接種体制の状況により早まる可能性があります。



ワクチン確保や接種体制が整ったうえで、接種時期近くなったら、市から住民票がある住所宛てに接種券および予診票を送ります。

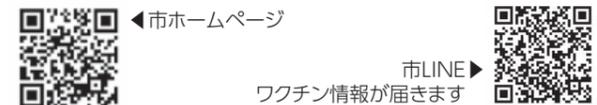
## 2回目接種後に本市へ転入した人へ

2回目のワクチン接種後に転入した人は、3回目の接種券の発行には申請が必要です。

接種を希望する人は接種券発行申請書を提出してください。様式は市ホームページまたは市新型コロナワクチン接種コールセンターで配布しています。

なお、接種記録の確認のため、申請時は1・2回目接種済であることを証明する書類の写し(接種済証など)を必ずお持ちください。紛失した場合は、2回目を接種した時に住民票があった自治体へ請求し、提出してください。

※2回目接種日時時点で、本市に住民票がある人は申請不要です



## 新型コロナワクチンの接種証明書の発行について

これまで、海外渡航用に限定して発行していましたが、今後は、必要な人(注1)に対して日本国内用としても発行します。また、紙発行に加えて、スマートフォンで専用アプリからマイナンバーカードを使って申請することで、電子版のワクチン接種証明書も取得できるようになりました。申請方法は、以下の2通りです。

- 1 接種証明書アプリによる電子申請…電子発行
- 2 窓口申請(または郵送申請)…紙発行

- ・申請窓口は、市民課・西合志総合窓口(御代志市民センター)です。
- ※本人以外の申請の場合、同一世帯であっても委任状が必要です



接種証明書について

### (注1)接種証明書が必要な人とは

新型コロナウイルスワクチンを接種した人は、接種券に付属する「接種済証」または「接種記録書」をもって接種の事実を証明することができるので「接種証明書」は不要です。紛失や大規模イベントでの利用などで接種証明書の交付を希望する場合は、申請してください。



## 電子申請(ワクチン接種証明書アプリ)での取得の流れ

以下の手順で取得することができます。

- ①スマートフォンで接種証明書アプリをダウンロード  
新型コロナワクチン接種証明書アプリ



- ②マイナンバーカード+4桁の暗証番号で申請
- ③接種情報を二次元コード付き接種証明書の形でアプリに発行

※マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります

※申請時には、マイナンバーカードおよび券面事項入力補助用暗証番号(4桁数字)の入力が必要です

### ●接種証明書に関する問い合わせ先

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120-761-770  
市新型コロナワクチン接種コールセンター  
☎321-6547

## 住民税非課税世帯が対象

# 臨時特別給付金を支給します

●問い合わせ先 総務課 ☎248-1112

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人びとが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付します。

**対象世帯には、市から案内チラシと確認書を1月中に送付する予定です。**通知が届いたら、**確認書を返送してください。**

## 給付額

1世帯あたり10万円

詳しくは  
市ホームページを  
ご覧ください▶



## 対象者

基準日(令和3年12月10日)において、**世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税**である世帯。なお、世帯全員が非課税でも**住民税が課税されている人の扶養親族等**の場合は**対象となりません。**

## 給付のながれ

- ① 市から対象世帯に案内チラシと確認書を送付します。
- ② 対象世帯の世帯主は、確認書の内容を確認し、署名の上、同封の返信用封筒で返送してください。なお、記載している登録口座以外の口座に振り込みを希望する場合や登録口座の記載がない場合は、振り込みを希望する口座情報を記載してください。
- ③ 市から指定の口座へ振り込みます。(確認書の返送受け付け後、2週間後を目途)

上記のほか『家計急変世帯への臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)』については、内容が決まり次第、市ホームページや広報紙などでお知らせします。

●問い合わせ先 福祉課 ☎248-1144

## まん延防止等重点措置の影響を受けている市内事業者へ

# 市事業者支援給付金の申請はお済みですか

●問い合わせ先  
法人・個人事業者など 商工振興課 ☎248-1115  
農業者 農政課 ☎248-1445

県における『まん延防止等重点措置』が実施(令和3年5月16日～6月14日または8月8日～9月30日)された月のうち、月間売上額が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少している市内事業者(県の認証制度による認証を受けた飲食事業者は30%以上)に対する給付金の申請を受け付けています。

国の月次支援金や、県の事業継続・再開一時金を受けた事業者も申請できます。

▶**申込期限** 1月31日(月)

▶**申請方法など**

市事業者支援給付金申請要領を参考に、必要書類を郵送で提出してください。申請書などはホームページに掲載しています。また、問い合わせ先窓口でも配布しています。



## 申請が必要な人は忘れずに申請を

# 子育て世帯への臨時特別給付金を支給中です

●問い合わせ先  
子育て支援課 子ども家庭班 ☎248-1162

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもたちを力強く支援しその未来を拓く観点から、18歳以下の児童を監護する子育て世帯を支援する臨時給付金です。

▶**支給額** 児童1人あたり一括で10万円

▶**対象児童** 平成15年4月2日以降に出生した児童  
※所得制限あり

※令和3年9月分(10月支払)児童手当を受給している人は**12月に支給済み**です

▶**申請が必要な対象児童**

- ・令和3年10月1日以降に出生した児童
- ・高校生(中学生以下の兄弟姉妹がいる家庭を除く)
- ・児童手当受給者が公務員の場合

▶**申請受付期限** 3月31日(木)まで

詳しくは  
市ホームページをご覧ください▶

